

議案第2号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年4月19日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条の見出し中「法別表第2の事務処理」を「特定個人番号利用事務の処理」に改め、同条中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の2の項中

「

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表3の項中「、就労自立

」

給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同表4の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、「又は中国残留邦人等支援給付等」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金」に、

「

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「り災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

「

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「り災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表7の項及び10の項中

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表12の項中「（平成6年

」

法律第30号）」を削り、同表15の項中

「

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

」

「

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表16の項中

」

「

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの

障害者関係情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報又は中国残留邦人

を

等支援給付等関係情報であって規則
で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定め
るもの

障害者自立支援給付関係情報であっ
て規則で定めるもの

」

「

障害者関係情報であって規則で定め
るもの

生活保護関係情報又は中国残留邦人
等支援給付等関係情報であって規則
で定めるもの

に改め、同表19の項中

」

「

障害者自立支援給付関係情報であっ
て規則で定めるもの

を

」

「

障害者自立支援給付関係情報であっ
て規則で定めるもの

生活保護関係情報又は中国残留邦人
等支援給付等関係情報であって規則
で定めるもの

児童扶養手当法による児童扶養手当

の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定並びに第4条（見出しを含む。）の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

番号法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文の改正その他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p><u>(6) 利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>（個人番号の独自利用）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（<u>特定個人番号利用事務の処理</u>のための庁内連携）</p> <p>第4条 市長又は教育委員会（法令の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて当該機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>第5条―第8条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 個人番号利用事務実施者</u> 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（個人番号の独自利用）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（<u>法別表第2の事務処理</u>のための庁内連携）</p> <p>第4条 市長又は教育委員会（法令の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて当該機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>第5条―第8条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
2 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額又は その算定の基礎となる事項に関する 情報(以下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの (略)
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
2 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額又は その算定の基礎となる事項に関する 情報(以下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの (略)
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金 の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付等 の支

		給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） であって規則で定めるもの (略) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「り災証明書関係情報」という。） であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
7 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
12 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	(略)

		給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） であって規則で定めるもの (略) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「り災証明書関係情報」という。） であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
7 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
12 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	(略)

	に関する法律 による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)	(略)	(略)
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
(略)	(略)	(略)
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生	(略)

	に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)	(略)	(略)
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
(略)	(略)	(略)
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生	(略)

活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第3 (略)

活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第3 (略)